## 点検結果表(規制の事前評価)

政策の名称		有害物質貯蔵指定施設についての規定			府省名	環境省	
	艮拠となる法令	□法律	■政令	□府省令	□告示	□その	他
71.	尺だによる石田	水質汚濁防止法施行令					
規制の区分		■新設等    □緩和    □					匙上
点検項目		評価の実施状況					課題
分析対象期間		■設定あり □設定なし					
^	ベースライン	■設定あり□設定なし					
費用の分析	遵守費用	□金銭価値化	□定量化	■定性的記述	□負担なし	□分析なし	(1)
	行 政 費 用	□金銭価値化	□定量化	■定性的記述	□負担なし	□分析なし	
	その他の 社会的費用	□金銭価値化	□定量化	□定性的記述	■負担なし	□分析なし	
便益の分析		□金銭価値化	□定量化	量化    ■定性的記述		□分析なし	
	費用と便益の 関係の分析	□費用便益分析	□費用効果分析	□費用分析	□定性的な分析	■分析なし	2
	代替案の設定	□設定あり    ■想定される代替案なし   □設定なし				□設定なし	
代替案	規制緩和の 場合	□廃止案を代替案としている    □廃止案を代替案としていない					
	代替案との 比較	□費用・便益で比較 □費用で比較  □便益で比較  ■比較なし					
	ンビューを行う 芽期又は条件	■設定あり		□設定	なし		
【課題の説明】							
① 遵守費用について、「規制の対象施設となることにより、届出書類の作成費用、基準遵守費用、定期的に							
点検するための費用等が発生する」と定性的に記載しているが、一定の前提条件を置くなどして、一件当							
たりの届出書類の作成に係る費用を示すことが可能と考えられるため、この点を踏まえて適切に説明する							
必要がある。							
② 費用と便益の関係について、費用及び便益が発生することを説明するにとどまり、両者を対比した上で							
必要な分析を行っていないため、本件規制によって得られる便益が、本件規制がもたらす費用を正当化で							
きるかどうかを適切に明示する必要がある。							